



新型コロナワクチン接種で 発症予防と重症化予防を

新型コロナワクチン接種には、発症予防や重症化（入院）予防の効果があることが確認されています。ただし、B類疾病に分類される新型コロナワクチンは、個人予防に重点が置かれていて、接種することについて努力義務はありません。また、接種費用は一部自己負担があります。ワクチンの効果と副反応を理解した上で接種をしてください。

接種を希望する人は、
ご自身で**接種医療機関に予約を**

対象者	接種日時点で邑楽町民であり、満65歳以上の人 （町では昭和35年12月31日以前生まれの人を対象に通知を送っています。） ※予診票に印字されている年齢は、令和7年10月1日時点です。昭和35年10月2日から12月31日生まれの人は、65歳の誕生日を迎えてから接種してください。
接種期間	令和7年10月1日～令和8年1月31日
接種場所	邑楽郡、館林市、太田市、足利市の実施医療機関 ※邑楽郡、館林市内の実施医療機関は裏面を参考にご覧ください。
接種料金 (自己負担金)	3,000円 ※接種場所以外の場合、自己負担金が変わる場合があります。 ※生活保護受給者は無料。生活保護受給者で予診票に ^{免除} 印がない場合は、接種前に保健センターへお問い合わせください。
接種回数	接種期間中、1回 ※2回接種した場合、2回目は全額自己負担になります。
接種当日の 持ち物など	☐ 同封の予診票、接種済証 ※同封の予診票を使用し、記入してから医療機関へ行きましょう。 なお、他の予診票を使用した場合は全額自己負担になります。 ☐ マイナ保険証または資格確認書 ☐ 肩がすぐに出せる服装（半袖シャツなど） ☐ お薬手帳（服薬のある人）
その他	同封の説明書「新型コロナワクチンについての説明書」を事前に必ずお読みください。

B類疾病

新型コロナワクチン

予防接種のお知らせ

接種のために医療機関へ行くときは、記入した予診票とともに接種済証を必ず持って行ってください。

